

提出書類チェック表

申請書の提出時に、以下のものを☑点チェックして、封筒に入れて提出してください。

- ・このチェック表自体は提出していただく必要はありません。

(提出にあたっての注意点)

- 黒のペンまたはボールペンで記入しましたか。
- 消えるボールペンは使用していませんか。
- 記入を誤った場合は、二重線で修正しましたか。
- 修正液は使用していませんか。

(幼稚園・認定こども園に在園している方)

⇒ 幼稚園・認定こども園での手続きになります。

(認可外保育施設を利用する方)

- 施設等利用給付認定申請書（2・3号認定用）
 - 記入漏れはありませんか。
 - 保護者の氏名 住所 連絡先
 - 子どもの氏名 子どもの生年月日 認定種別
 - 保育を必要とする事由 世帯員の氏名 父親、母親の状況
 - （チェック内容により）記述欄等への記入
 - 記入間違いの二重線 消せるボールペンで記入していませんか。
- 保育所等利用申し込み等の不実施にかかる理由書
- 添付書類は準備しましたか。
※保育を必要とする事由によって、提出書類が異なります。
- 就労の方
 - 就労証明書（保護者一人につき一枚が必要です。）
 - 会社の証明日から3か月以内ですか。
 - 保護者ひと月あたりの就労時間が60時間以上（休憩時間含む・残業時間は除く）ありますか。
 - 保護者一人につき一枚ありますか。
 - 自営業をしている方は、事業内容を証明する客観的資料（確定申告書、営業許可書、開廃業等届出書、業務委託契約書または店舗のホームページの写し等）の添付はありますか。
- 妊娠・出産の方
 - 家族の状況証明書（就労以外用）
 - 母子健康手帳の写し（表紙及び出産（予定）日のわかるページ）
 - 出産（予定）日の前後8週間以内ですか。

(裏面に続く)

- 求職活動中の方
 - 家族の状況証明書（就労以外用）
 - ハローワークの発行する「ハローワーク受付票」の写し
 - 求職活動をして3か月以内ですか。

- 就学の方
 - 家族の状況証明書（就労以外用）
 - 在学証明書及び時間割表等
 - 月60時間以上の就学時間がありますか。
 - 令和5年度の時間割表ですか。

- 病気・障がい等
 - 家族の状況証明書（就労以外用）
 - 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等の写し
 - 病気の場合、家族の状況証明書（就労以外用）に医師の証明がありますか。
 - 必要な手帳の写しがありますか。

- 介護・看護の方
 - 常時病人または障がい者を介護している場合
 - 家族の状況証明書（就労以外用）
 - 家族の状況証明書（就労以外用）に医師の証明がありますか。
 - 必要な手帳の写しがありますか。
 - 児童の兄弟姉妹が障がい児通所支援事業所等に保護者同伴で通所する場合
 - 家族の状況証明書（就労以外用）
 - 家族の状況証明書（就労以外用）に施設の意見書等の付添人を要する証明がありますか。

- 災害復旧
- その他
 - 家族の状況証明書（就労以外用）

- 母子世帯（父子世帯）の場合
 - 戸籍謄本（離婚の場合は離婚日の記載された戸籍謄本）
※外国籍の場合は、ひとり親が分かる書類（領事館が発行する独身を証明するもの等）

⇒ 封筒に入れて提出してください。

0歳児クラス～2歳児クラス（満3歳児クラス）で、

令和5年または令和6年1月1日現在に、岐阜市に住所がない方

※ 上記以外に必要なチェック項目があります。

- 令和5年または令和6年1月1日の住所が、岐阜市以外の方ですか。
- 記入漏れはありませんか。
 - 前年・前々年の住所（父母で前住所が異なる場合は各々いた市町村）
 - 父母のマイナンバー